

平成17年度第3回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成17年9月12日(月)午後3時25分から午後4時45分

2 場 所

桜井公民館(植木町大字滴水2190-2)

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

木田会長、石田委員、板楠委員、内山委員、高添委員、竹村委員、田島委員、長谷委員、福田委員(13名中9名出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

福留課長補佐、内東主幹、小田原主幹、東参事、河野主任主事

(3) 事業者

(有)野澤産業及び受託業者(計8名)

(4) 傍聴者等

なし

4 議 題

「有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業」環境影響評価準備書について

5 議事概要

(1) 環境影響評価準備書について

事業者から、方法書からの変更点を中心に、事業概要の説明並びに環境影響評価に係る事項について説明がなされた。主な質疑等については、次のとおり。

委 員

自転車道は通学路にもなっているため、調整池への転落防止のために、防護柵(フェンス)は必要ないのか。また、景観上良くないので、水面の汚濁が見えないように、植栽をしたらどうか。

事業者

防護柵は設置することとしたい。植栽については、検討する。

委 員

調整池は必ず設置しなければならないのか。

事業者	計画地は都市計画法により都市計画区域に指定されており、雨水の流出係数に差がある場合、遊水池でその差を埋める必要がある。
委員	調整池を設置することで、水質浄化の効果はあるのか。また、定期的に清掃を行うのか。
事業者	あまり効果はないようである。個別法により、清掃するように義務付けられている。
委員	<p>地下水の把握はどうしているのか。頁230の図に示されている1は重要で、その流向は地形の影響と評価しているが、本当にそれで良いのか。尾根の方へ流れているのは火砕流の割れ目に沿っているものと思われる。もう少し詳しく評価したほうが良い。</p> <p>頁303に記載されている水象の豊水期と渇水期の水量が逆転しているが、一般的にはどうなのか。アセスは一般的に見たらどうかを考えるべきである。</p> <p>頁47と頁229の地下水の水位は同じものと認識して良いか。</p>
事業者	頁229の表4-6-4の調査結果に示しているとおり、これは頁47の地下水の水系を捉えているものと考えている。
委員	植栽による「景観」のモニタージュについては、頁289には中低木としか記載されていないが、自転車道沿いも含め、植栽する樹木の種類、大きさや植栽位置を色々検討したほうが良い。また、頁289の で記載されている「計画地は・・・を適用した。」の部分は振動についての記載であり、場違いである。「森林部分が、埋立地の造成法面として近づく。」という表現は、もう少しわかりやすくする必要がある。
事業者	ご指摘のとおり修正する。
委員	法面の土はどこから受入るのか。
事業者	受入土である建設廃土を利用することとなる。
委員	土質が部分的に変わると思われるが、堰堤の安定に問題は生じないのか。

事業者	ご指摘のとおり、部分的に土質は変わることとなるが、盛土に適しているかどうかの判断で使用するかどうかを決めることとなる。
委員	頁17の既設沈砂地は最後まで残るのか。 大分生活排水が流れ込んでいて汚れているようだが。
事業者	残ることとなるが、植木町が管理しているものであり、別途配管をやり直して、別の場所に流すこととなる。
委員	地下水への影響はないのか。
事業者	維持管理上、年1回の清掃を行うこととなっている。
委員	法面の小段の植栽については、グリーンベンチ工法（階段状にし、垂直面をアンカー固定する方法）で行えば法面が固定され、多少の雨にも崩壊することはない。
委員	動物の調査方法については、頁234にフィールドサイン（糞や足跡などによる方法）による調査を実施したことが記載されているが、トラップ（わな）は使用しなかったのか。また、動物の夜間の撮影を行っていないのはどうしてなのか。もう少し補完のための調査が必要ではないか。 頁243の「テン」については、もう少し説明が必要である。
事業者	動物については、まず、フィールドサインで生息状況を把握し、生息しているようであれば、自動撮影を行うことにしていた。
委員	動物は移動するものだから、ある程度は調査をしておくことが必要である。また、糞などの写真を添付してもらいたい。
委員	頁140の調査手法の記載の中で、(2)2)現地調査の時期は平成15年9月となっているが、(5)調査期間では平成16年の記述がある。この時期のずれはどういうことなのか。
事業者	アセス実施前の平成15年9月に調査をし、それに基づき平成16年に調査をしたものである。2)の説明不足であり、補足説明を加える。

委員	頁 2 及び頁 8 に炭酸ガス濃度が高い値を示しているが、第 1 工区の埋立は昭和 5 8 年のいつ頃から始まったのか。
事業者	炭酸ガスについては、昭和 5 8 年以前から一般廃棄物が不法投棄されており、それが有機物となりガスとして発生したものと推測される。そのガスも基準値を超えるようなものではない。埋立時期については不明である。
委員	ガス以外のものについては、心配ないのか。
事業者	ガス以外のものが観測された場合には、維持管理の中で対応することとなる。
委員	安定型処分場であっても、メタン以外が出ることもあるのか。
事業者	メタン以外のものについては、問題ない。
委員	頁 9 3 では計画地にもっとも近い文化財は 0 3 9 となっているが、頁 9 4 の文化財の分布図からは、そうっていない。町の生涯教育課とも協議をされているようだが、その協議結果が生かされていないようだ。修正をする必要がある。
事業者	ご指摘のとおり修正する。
委員	植栽については、どうするのか。
事業者	現地のを植える。
委員	植栽については、5 年後、1 0 年後の写真が添付されていると何を植えたいのかが判って、わかりやすいのではないかと。
事業者	現時点ではそこまでは考えていないが、検討したい。
委員	将来的なイメージがないと、何を植えるかが決まらないのではないか。
委員	現地にあるものを植えるのが良い。
委員	できる限り現地の植生を残した形で、5 年後、1 0 年後の姿を考えた植栽を検討した方が良い。

委員	植栽について地元の意向があれば、維持管理も含め、公園的なものにするのかどうか等、考えた方が良い。
委員	いわゆる森づくりというものは重要であり、地域住民と相談しながら行うのが良い。
委員	動物の注目種について標本はあるのか。
事業者	目視確認によるものであり、標本はない。
委員	今後は、できるだけ標本はとっておくことが必要だ。

以上

【配付資料】

会議次第

「有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業」に関する
環境影響評価準備書（事前配付）

「有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業」に関する
環境影響評価手続き等について（会議次第裏面）

本案件に係る意見照会書